

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に規定する研修に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年京都市条例第10号。以下「条例」という。）第12条第3項に規定する研修（以下「研修」という。）について、市長が認めるものとして必要な事項を定めるものである。

(研修の内容)

第2条 条例第12条第3項の「市長が認めるもの」とは、次の各号に掲げる内容により、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を向上させるために実施される研修とする。

- (1) 浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造と機能
- (3) 浄化槽の保守点検と清掃
- (4) 地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況や法定検査受検率）
- (5) その他各地域に応じて研修すべき内容など

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、所管部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。